

漏水による水道料金等(下水道含む)減免申請書

野洲市長 様

(申請者)
住所
氏名 印
電話

私の所有(使用)する給水装置において、漏水が発生し下記のとおり修理が完了いたしましたので野洲市水道事業給水条例施行規程第30条の規定により、水道料金等の減額を申請いたします。

今後は下記所在の給水装置について、善良な管理により維持管理いたしますので、宜しく配慮をお願いします。

記

1. 給水装置の所在地 野洲市
2. 漏水個所、原因及び修理内容

3. 修理開始日 平成 年 月 日
4. 修理完了日 平成 年 月 日
5. 下水道の有無 有 ・ 無
6. 下水道への流入の有無 有 ・ 無
7. 付属書類 漏水部分及び修理部分の写真を添付

上記のとおり漏水修理が完了したことを証明します。

野洲市指定給水装置工事事業者
施行業者名

印

(注意)

裏面を必ずご覧下さい。

(裏 面)

(記入要領)

1. □欄は、該当事項に☑印を記入下さい。

(水道料金減免対象外事項)

以下の場合、水道料金の減免対象外となりますので、申請時に確認下さい。

- 1 漏水の属する期の使用水量が、正常な期の100分の120未満であるとき。
- 2 給水装置工事施工後1年以内であり、かつ、施工上の瑕疵により漏水したとき。
- 3 水道使用者等の故意又は過失による原因で漏水したとき。
- 4 温水ボイラーや湯沸し器等、附属給水器具等の故障によるとき。
- 5 給水装置の無届又は造成工事等で漏水したとき。
- 6 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行又は修理を行っていないとき。
- 7 給水装置が野洲市水道事業給水条例施行規程第3条及び第4条に定める構造、材質及び材料に適合していないとき。
- 8 漏水が明らかであるにもかかわらず、水道の使用者(所有者)が放置して修理を行わなかったとき。
- 9 過去2年以内に漏水による減額の適用を受けた場合。

(その他)

1 漏水修理後の使用水量等を確認した後、減免水量を決定しますので、減免決定に数ヶ月(5ヶ月から6ヶ月)を要する場合があります。